

## 緊急事態対策（抜粋）

### 事業者への要請

#### (1) 飲食店に対する業種別ガイドラインの遵守要請

- ・特に、感染防止マニュアル未提出の「接待を伴う飲食店」に対し、休業要請。
- ・クラスターが発生した店舗に対しても休業要請のうえ、現地調査を実施。感染防止対策を指導のうえ、マニュアルを点検（再提出）。
- ・また、外国人パブ等のクラスターが発生している地域を念頭に、サンプリング調査（従業員のウイルス検査）を実施。

#### (2) 飲食店に対する時短要請

【2月8日（月）～3月7日（日）】

- ・対象：飲食店（酒類を提供しているか否か問わない）
  - ・要件：期間中、20：00までの営業時間短縮、  
かつ、酒類の提供は11：00から19：00
  - ・協力金：全28日間、要件を満たした場合1店舗で168万円
- ※ 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」取得を条件とする。
- ※ 上記期間中に政府の基本的対処方針が変更された場合は、要請期間の短縮、協力金の額の変更等を行う場合があります。

<以下は、1月14日の「緊急事態対策」発令時から変更なし>

### (3) イベント等の開催制限

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記に加え、屋内は収容定員の50%以内。
- ・開催時間を20時までに短縮。

### (4) その他の業種に対する時短の働きかけ

- ・対象：飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設

(学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活必需サービスを営む店舗等を除く)

- ・内容：営業時間は20時まで、酒類提供は11時から19時まで

- ・対象施設：

施設	対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※特措法に基づく時短要請の対象施設は除く	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない施設。）	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）	
1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）	